

武蔵野学院大学大学院 学則 (案)

第1章 総則

(目的)

第1条 武蔵野学院大学大学院（以下「本大学院」という）は、広い視野に立って学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて高度な知識基盤社会を支える人材の育成を図ると共に、高度な学術研究への道を開き、もって我が国及び国際社会の発展と文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己点検評価)

第2条 本大学院の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について、自己点検評価を行い、その教育研究活動の改善に努める。

- 2 自己点検評価に関し必要な事項は別に定める。

(課程)

第3条 本大学院に博士課程を置く。

- 2 博士課程は、これを前期課程（2年）と後期課程（3年）に区分し、前期課程（2年）を修士課程と取り扱う。
- 3 この学則において前項の前期課程（2年）は博士前期課程、後期課程（3年）は博士後期課程とする。

(研究科、専攻及び入学定員)

第4条 本大学院に国際コミュニケーション研究科（以下「研究科」という）を置く。

- 2 前項の研究科の専攻、及び入学定員は次の通りである。

研究科名	専攻名	課程	入学定員	収容定員
国際コミュニケーション研究科	国際コミュニケーション専攻	博士前期課程	10名	20名
	日中コミュニケーション専攻	博士後期課程	3名	9名

(修業年限)

- 第5条 博士前期課程の標準修業年限は2年とする。
- 2 博士前期課程で在学期間中に特に優れた業績をあげた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。
  - 3 博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

(在学年数の制限)

- 第6条 博士前期課程の在学年数は4年を超えることができない。
- 2 博士後期課程の在学年数は6年を超えることができない。

第2章 教員組織及び運営

(担当教員)

- 第7条 大学院の授業は、教授、准教授、講師又は助教が担当する。
- 2 大学院の研究指導は、教授が担当するものとし必要な場合は准教授及び講師に分担させることができる。

(研究科委員会)

- 第8条 本大学院の研究科に研究科委員会を設ける。
- 2 研究科委員会は、研究科の授業を担当する教授を委員として組織する。
  - 3 研究科委員会に関し必要な事項は別に定める。

(研究科長)

- 第9条 本大学院に研究科長を置く。
- 2 研究科長は、大学院研究科長選出規程により、研究科委員会を構成する教授の中から同委員会において選出し、学長が任命する。
  - 3 研究科長は、研究科を統括する。
  - 4 研究科長は、研究科委員会を招集して議長となる。
  - 5 研究科長の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(研究科委員会の審議事項)

- 第10条 研究科委員会は次の事項を審議処理する。
- (1) 大学院学則及び諸規程の制定・改廃に関する事項
  - (2) 研究科の授業科目及び授業担当教員に関する事項
  - (3) 教員の審査に関する事項
  - (4) 院生の入学・休学・退学・再入学・転学・除籍等に関する事項
  - (5) 院生の学業成績に関する事項

- (6) 修士・博士の学位に関する事項
- (7) 院生の賞罰に関する事項
- (8) その他、必要な事項

### 第3章 授業科目・履修方法及び学位授与の方法

(授業科目・単位数・指導教員)

第11条 研究科における授業科目、単位数及び履修方法は、別表の通りとする。

- 2 研究科は学位論文作成の研究指導のため、研究科委員の中から専門分野に応じて選考された本学教授より、指導教員を定める。

(長期履修生)

第12条 院生で長期履修を希望する者がある時は、選考の上、博士前期課程では3年もしくは4年、博士後期課程では4年から6年の長期履修を認めることが出来る。

(授業科目の履修)

第13条 院生は、各自の研究分野を定め、その目的に適するよう指導教員の指導により授業科目を履修するものとする。

(他の大学院の科目の履修)

第14条 研究科において教育研究上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、院生に当該大学院の科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により、院生が履修した科目について修得した単位は、10単位を超えない範囲で本大学院における科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(他の大学院等における研究指導)

第15条 研究科において教育研究上有益と認めるときは、他の大学院、又は研究所等の協議に基づき、院生に当該大学院、又は研究所において、必要な研究指導を受けさせることができる。当該研究指導を受ける期間は、博士前期課程では1年を超えないものとする。

- 2 前項の規定により受けた研究指導は、修了要件となる研究指導と認めることができる。
- 3 他の大学院等における研究指導の実施に関し必要な事項は別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第16条 研究科において、教育研究上有益と認めるときは、本大学院に入学する前に大学院（外国の大学院を含む）において、履修した科目について修得した単位を、本大学院に入学した後の、本大学院における科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転入学等の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものは、第14条第2項の規定により、修得した単位を合わせて10単位を超えないものとする。

(試験及び単位の認定)

第17条 科目を履修し、試験等に合格した者には、所定の単位を与える。

(博士前期課程及び博士後期課程の修了要件)

第18条 博士前期課程の修了要件は、研究科に2年以上在学し、第11条の規定により、所要の科目について研究指導を含めて30単位以上を修得し、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関して、特に優れた業績をあげた者については、研究科において特に認めた場合に限り、1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 博士後期課程の修了要件は、研究科に3年以上在学し、第11条の規定により、所定の科目について8単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

(学位論文の審査、及び最終試験)

第19条 修士及び博士の学位授与の審査は、研究科委員会が行う。

- 2 博士前期課程及び博士後期課程に所定の期間在学して、所定の単位を修得して学位論文を提出した者について、学位論文の審査、及び最終試験を行う。
- 3 修士及び博士の学位論文の審査及び最終試験は、研究科委員会の定める審査員がこれを行う。
- 4 研究科委員会は学位論文の審査、及び最終試験の結果について総合審査を行い、合格・不合格を決定する。
- 5 本大学院の博士後期課程を経ずして論文を提出し、博士の学位を請求する者については第18条2項により学位を授与される者と同等以上の学力があると認められる時は、その論文の審査と最終試験を行い、合格・不合格を決定する。

(学位の授与)

第20条 学長は、博士前期課程を修了した者には、修士（国際コミュニケーション）の学位を授与する。

- 2 学長は、博士後期課程を修了した者には、博士（国際コミュニケーション）の学位を授与する。
- 3 学長は、第 19 条第 5 項により論文の審査と最終試験に合格した者には、博士（国際コミュニケーション）の学位を授与する。

#### 第 4 章 入学・退学等

##### （入学の時期）

第 2 1 条 入学の時期は学年の始めとする。ただし、教育上支障がないと認められる場合は学期の始めとすることができる。

##### （入学資格）

第 2 2 条 博士前期課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とし、かつ入学選抜試験に合格した者でなければならない。

- （1）修業年限 4 年以上の大学を卒業した者。
  - （2）学士の学位を有する者。
  - （3）外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者。
  - （4）文部科学大臣の指定した者。
  - （5）大学に 3 年以上在学し、又は外国において学校教育における 15 年の課程を修了し、本大学院において所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者。
  - （6）本大学院において、次に掲げる各号に該当する 22 歳に達した者で、個別の入学資格審査の結果、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者。
    - イ．高等専門学校、短期大学の卒業生
    - ロ．専修学校、各種学校の卒業生
    - ハ．外国大学日本分校、外国人学校の卒業生
  - （7）本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者。
- 2 博士後期課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とし、かつ入学選抜試験に合格した者でなければならない。
- （1）修士の学位または専門職学位を有する者。
  - （2）外国において修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者。
  - （3）外国の学校が行う通信教育における授業科目をわが国において履修し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者。
  - （4）文部科学大臣の指定した者。

- (5) 本大学院において、個別の入学資格審査の結果、修士の学位または専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で 24 歳に達した者。

(入学の出願)

第 2 3 条 本大学院に入学を志願する者は、本大学院所定の書類に検定料を添えて出願しなければならない。

- 2 出願の時期・方法・書類等については、募集要項に定める。

(入学者の選抜・選考)

第 2 4 条 入学志願者については、選抜試験を行う。

- 2 入学者の選考は、研究科委員会において行う。

(入学手続き及び入学許可)

第 2 5 条 入学選抜試験の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、身元保証書、その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金等を納付しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(再入学・転入学)

第 2 6 条 大学院を修了した者、又は退学した者で本大学院に再入学・転入学を志願する者があるときは、研究科委員会において選考の上、学長が入学を許可することがある。

- 2 前項の入学を許可された者の、既に履修した科目、及び単位の取扱い、並びに修業年限は研究科委員会において定める。

(休学)

第 2 7 条 病気その他やむを得ない事由により、休学しようとする者は、休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 疾病その他やむを得ない事情により、修学することが適当でないと認められる者については、研究科委員会の議を経て、学長は休学を命ずることができる。

- 3 休学の事由が消滅したときは、復学願を提出しなければならない。復学の時期は学期の始めとする。

- 4 休学の期間は、当該学年度とし、やむを得ない場合は、この期間を延長することができる。

- 5 休学期間は、通算して博士前期課程で 2 年、博士後期課程で 3 年を超えることができない。

6 休学期間は、第5条の在学期間に算入しない。

(退学)

第28条 退学しようとする者は、退学願を提出し、研究科委員会の議を経て学長の許可を得なければならない。

2 博士前期課程に4年在学し、所定単位の未修得、並びに修士論文及び最終試験に不合格の者は退学となる。

3 博士後期課程に6年在学し、所定単位の未修得、並びに博士論文及び最終試験に不合格の者は退学となる。

(除籍)

第29条 次の各号の一に該当する者は、研究科委員会の議を経て、学長が除籍する。

(1) 第27条第5項に定める休学期間を超えてなお、復学できない者。

(2) 授業料等の納付を怠り督促してもなお納付しない者。

(3) 長期間に渡り行方不明の者。

## 第5章 社会人入学・外国人入学

(社会人入学)

第30条 本大学院に入学を希望する社会人は、別に定める特別の選考を経て入学を許可することがある。

(外国人入学)

第31条 本大学院に入学を希望する外国人は、別に定める特別の選考を経て入学を許可することがある。

## 第6章 学年及び休業日

(学年、休業日)

第32条 本大学院の学年及び休業日に関する事項は、武蔵野学院大学学則第9条、第10条、第11条を準用する。

## 第7章 研究生、科目等履修生、聴講生、特別研究生

(研究生)

第33条 本大学院の博士前期課程及び博士後期課程を修了し、さらに研究を続けようとする者は、本大学院の教育に支障のない限り、選考の上、研究生として在学

を許可することがある。

- 2 本大学院以外の者で、特定の研究を希望する者がある時は、本大学院の教育に支障のない限り、選考の上、研究生として在学を許可することがある。

(科目等履修生)

第34条 本大学院の授業科目中、特定の授業科目の単位取得を希望する者があるときは、本大学院の教育に支障のない限り、選考の上、科目等履修生として受講を許可し、所定の単位を授与することがある。

- 2 科目等履修生として受講することが出来る単位は12単位以内とする。

(聴講生)

第35条 本大学院の授業科目中、特定の授業科目の聴講を希望する者があるときは、本大学院の教育に支障のない限り、選考の上、聴講生として受講を許可することがある。

- 2 聴講生として受講することが出来る単位は12単位とする。

(特別研究生)

第36条 他の大学院（外国の大学院等を含む）との協議に基づき、当該地の大学院の学生で、本大学院において研究指導を受ける希望の者がある時は、本大学院の教育に支障のない限り、選考の上、特別研究生として研究指導を受けることが出来る。

## 第8章 入学検定料、入学金、授業料等

(入学検定料、入学金、授業料等)

第37条 本大学院の入学検定料、入学金、授業料等は別表に定める通りとする。

(長期履修生、研究生、科目等履修生、聴講生、特別研究生の入学検定料、授業料等)

第38条 長期履修生、研究生、科目等履修生、聴講生、特別研究生の入学検定料、授業料等については別に定める。

(その他)

第39条 授業料等の納期、納付した授業料等の返還、休学、復学、学年の途中で修了、退学、除籍等の授業料等は、武蔵野学院大学学則第40条、第41条、第42条、第43条、第44条、第45条を準用する。

## 第9章 奨学金制度

### (奨学金)

第40条 人物、学業成績等が優秀な院生又は経済的に修学困難な事情が生じた院生に対しては、選考の上奨学金を貸与若しくは給費することがある。

2 奨学金制度については別に定める。

## 第10章 賞罰

### (表彰)

第41条 院生として表彰に値する行為があった者には、研究科委員会の議を経て、学長が表彰することが出来る。

### (学位の取り消し)

第42条 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、研究科委員会の議を経て、学長が学位を取り消すものとする。

2 学位を得た者が、その名誉を汚辱する行為があったときは、研究科委員会の議を経て、その授与した学位を、学長が取り消すことがある。

### (罰 則)

第43条 本大学院の学則に違反し、又は院生としての本分に反する行為をした者は、研究科委員会の議を経て学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学、及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一つに該当する院生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。

(2) 学業が劣等で成業の見込みがないと認められる者。

(3) 正当な理由がなくて出席常でない者。

(4) 本大学院の秩序を乱し、その他院生としての本分に反した者。

## 第11章 改正

### (改 正)

第44条 本大学院学則の変更は、研究科委員会の構成員の3分の2以上の承認を得なければならない。

附 則 本大学院学則に規定のない単位の計算方法等の事項は、武蔵野学院大学学則第25条、第26条、第27条、第28条、第47条を準用する。

- 2 この学則は文部科学大臣の認可の日（平成 18 年 11 月 30 日）から施行する。
- 3 この学則は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この学則は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。但し、平成 23 年 3 月 31 日に在学している者については、従前の例による。

(別表第1)

国際コミュニケーション研究科  
国際コミュニケーション専攻 (博士前期課程)

授業科目の概要	配当 年次	単位数又は時間数			授業 形態	備考
		必修	選択	自由		
コミュニケーション 科目	コミュニケーション特殊講義	1		2	講義	選択必修4 単位
	コミュニケーション特殊演習	1		2	演習	
	国際コミュニケーション特殊講義	1		2	講義	
	国際コミュニケーション特殊演習	1		2	演習	
	異文化コミュニケーション特殊講義	1・2		2	講義	
	コミュニケーション心理特殊講義	1・2		2	講義	
	対人コミュニケーション特殊講義	1・2		2	講義	
	非言語コミュニケーション特殊演習 1	1・2		2	演習	
	非言語コミュニケーション特殊演習 2	1・2		2	演習	
メディアコミュニケーション特殊講 義	1・2		2	講義		
言語 科目	英語コミュニケーション特殊演習 1	1・2		2	演習	選択必修4 単位
	英語コミュニケーション特殊演習 2	1・2		2	演習	
	英語コミュニケーション特殊演習 3	1・2		2	演習	
	英語コミュニケーション特殊演習 4	1・2		2	演習	
	中国語コミュニケーション特殊演習 1	1・2		2	演習	
	中国語コミュニケーション特殊演習 2	1・2		2	演習	
	日本語特殊演習 1	1・2		2	演習	
	日本語特殊演習 2	1・2		2	演習	
社会・文化 科目	日本文化特殊講義 1	1		2	講義	選択必修4 単位
	日本文化特殊講義 2	1		2	講義	
	日本文化特殊演習 1	1・2		2	演習	
	日本文化特殊演習 2	1・2		2	演習	
	日本政治特殊講義	1・2		2	講義	
	日本経済特殊講義	1・2		2	講義	
	日本社会特殊講義	1・2		2	講義	
	国際政治特殊講義	1・2		2	講義	
	国際企業・経営特殊講義	1・2		2	講義	
	国際情勢特殊講義	1・2		2	講義	

	北アメリカ文化特殊講義	1・2		2		講義	上記各科目群の選択必修単位以外10単位以上を履修し、合計22単位以上
	中国文化特殊講義	1・2		2		講義	
	中国文化特殊演習	1・2		2		演習	
	西欧文化特殊講義	1・2		2		講義	
	中東文化特殊講義	1・2		2		講義	
	国際文化交流特殊講義	1・2		2		講義	
研究指導	研究指導 1	1	2			演習	必修8単位
	研究指導 2	1	2			演習	
	研究指導 3	2	2			演習	
	研究指導 4	2	2			演習	

国際コミュニケーション研究科  
日中コミュニケーション専攻（博士後期課程）

授業科目の概要		配当 年次	単位数又は時間数			授業 形態	備考
			必修	選択	自由		
コミュニケーション 関連 研究 科目	国際コミュニケーション特殊研究	1・2		2		演習	選択必修2 単位
	国際文化交流特殊研究	2・3		2		演習	
	日中交渉史特殊研究	1・2		2		演習	
	日中関係特殊研究	2・3		2		演習	
	国際ビジネス特殊研究	2・3		2		演習	
	国際情勢特殊研究	2・3		2		演習	
言語 研究 科目	日本語特殊研究 1	1・2		2		演習	選択必修2 単位
	日本語特殊研究 2	1・2		2		演習	
	中国語特殊研究 1	1・2		2		演習	
	中国語特殊研究 2	1・2		2		演習	
文化 研究 科目	日本文化特殊研究 1	1・2		2		演習	選択必修2 単位  上記各科目群の選 択必修単 位以外2単 位以上を 履修し、 合計8単位 以上
	日本文化特殊研究 2	1・2		2		演習	
	中国文化特殊研究 1	1・2		2		演習	
	中国文化特殊研究 2	1・2		2		演習	
	(研究指導)	1～3	—	—	—		

## 履修方法（博士前期課程）

科目	必修	選択必修	選択	修了要件単位
コミュニケーション科目	0	4	10	22単位以上
言語科目	0	4		
社会・文化科目	0	4		
研究指導	8	0	0	8単位
合計	8	12	10	30単位以上

修了要件：必修科目8単位、選択必修科目12単位、選択科目10単位以上、合計単位30単位以上を修得した上で修士論文を提出し、本大学院が行う修士論文の審査及び最終試験（口頭試問）に合格しなければならない。

## 履修方法（博士後期課程）

科目	必修	選択必修	選択	修了要件単位
コミュニケーション関連研究科目	0	2	2	8単位以上
言語研究科目	0	2		
文化研究科目	0	2		
合計	0	6	2	8単位以上

修了要件：選択必修科目6単位以上、選択科目2単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で博士論文を提出し、本大学院が行う博士論文の審査及び最終試験（口頭試問）に合格しなければならない。

(別表第2)

学生納付金内訳表

(単位 円)

武蔵野学院大学大学院 国際コミュニケーション研究科 国際コミュニケーション専攻 (博士前期課程)	学年	入学金
	1年次	180,000
	2年次	—

授業料	施設費	合計	入学検定料
630,000	170,000	980,000	30,000
630,000	170,000	800,000	—

武蔵野学院大学大学院 国際コミュニケーション研究科 日中コミュニケーション専攻 (博士後期課程)	学年	入学金
	1年次	180,000
	2年次	—
	3年次	—

授業料	施設費	合計	入学検定料
530,000	170,000	880,000	30,000
530,000	170,000	700,000	—
530,000	170,000	700,000	—

## 武蔵野学院大学大学院 研究科委員会運営規程（案）

### （設置）

第1条 武蔵野学院大学大学院学則（以下「学則」という）第8条の規程により、この運営規程を定める。

### （構成員）

第2条 研究科委員会は、研究科の授業を担当する教授で構成する。必要があれば、准教授以下を加えることができる。但し、准教授以下は、第6条に関する評決に加わることができない。

2 研究科委員会に学長は出席することができる。

### （招集）

第3条 研究科長は、研究科委員会を招集し、その議長となる。

2 学長が研究科委員会に出席した時は、学長が議長となる。

### （開催）

第4条 研究科長は、研究科に係わる事項を審議する為、研究科委員会を招集する。

### （審議事項の提示）

第5条 研究科委員会の招集に当たっては、審議すべき事項をあらかじめ提示しなければならない。

### （審議事項）

第6条 研究科委員会は、本学の教育方針に立脚し、下記事項を検討、審議の上で決定する。

- (1) 大学院学則及び諸規程の制定・改廃に関する事項
- (2) 研究科の授業科目及び授業担当教員に関する事項
- (3) 教員の審査に関する事項
- (4) 院生の入学・休学・退学・再入学・転学・除籍に関する事項
- (5) 院生の学業成績に関する事項
- (6) 修士・博士の学位に関する事項
- (7) 院生の賞罰に関する事項
- (8) その他、必要な事項

(研究科委員会の成立)

第7条 研究科委員会はその構成員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 学位授与に関する事項、学位取消事項に関する研究科委員会は、その構成員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(議 決)

第8条 議決を要する審議事項につき、賛否同数の場合は、議長が裁決する。

- 2 学位授与に関する事項、学位取消事項に関する審議事項の議決については、「学位授与に関する規程」で定める。

(記 録)

第9条 研究科委員会の議事はこれを記録し、構成員は欠席の者も含めてこれに捺印して保存する。

(構成員以外の出席)

第10条 研究科委員会には議長の要請により、構成員以外の教職員が出席し、説明もしくは意見を述べることができる。

(事務処理)

第11条 研究科委員会の庶務は、教務部が処理する。

(規程の変更)

第12条 この規程の変更は、研究科委員会の構成員の過半数の承認を経て、学長が決定する。

附 則 この規程は平成19年4月1日より施行する。

- 2 この規程は平成23年4月1日より施行する。